

マイポータル／マイガバメント（仮称） の実現に向けた検討について

平成26年11月11日

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

マイポータル／マイガバメントの実現

「世界最先端IT国家創造宣言 改定」（平成26年6月24日閣議決定）や「中間とりまとめ」（平成26年5月20日マイナンバー等分科会決定）において、**マイポータル／マイガバメントの実現**を掲げているところ。

「世界最先端IT国家創造宣言 改定」（平成26年6月24日閣議決定）

（1）利便性の高い電子行政サービスの提供

（中略）情報提供等記録開示システムについては、**スマートフォン、タブレット端末やCATVなど、多様なチャネルで利用可能**とするとともに、その機能を拡大し、プッシュ型・ワンストップサービスなど、**暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービス**を、本人確認の連携等によりシームレスに利用し、**電子的に完結**させることを可能とする**「マイガバメント（仮称）」を実現**する。

「中間とりまとめ」（平成26年5月20日マイナンバー等分科会決定）

2. マイポータル／マイガバメント

マイナンバー制度により**国民の利便性の向上を図る**観点から、マイポータルの円滑な立ち上げ及び内容の充実を進めるとともに、**暮らしに係る官民の様々なサービスを、安全かつ手軽に利用可能なマイガバメント**への拡張を図ることが必要であり、このことが、利用手段となる個人番号カードの普及、ひいてはマイナンバー制度の更なる利便性の向上につながるものであることから、以下の取組を進めるべきである。

情報提供等記録開示システム

- 政府は、法律施行後1年を目途として、**情報提供等記録開示システム**を設置する。

(番号法附則第6条第5項)



情報提供等記録開示
システム主要3業務
(イメージ)

情報提供等記録表示業務

自己情報表示業務

お知らせ情報表示業務

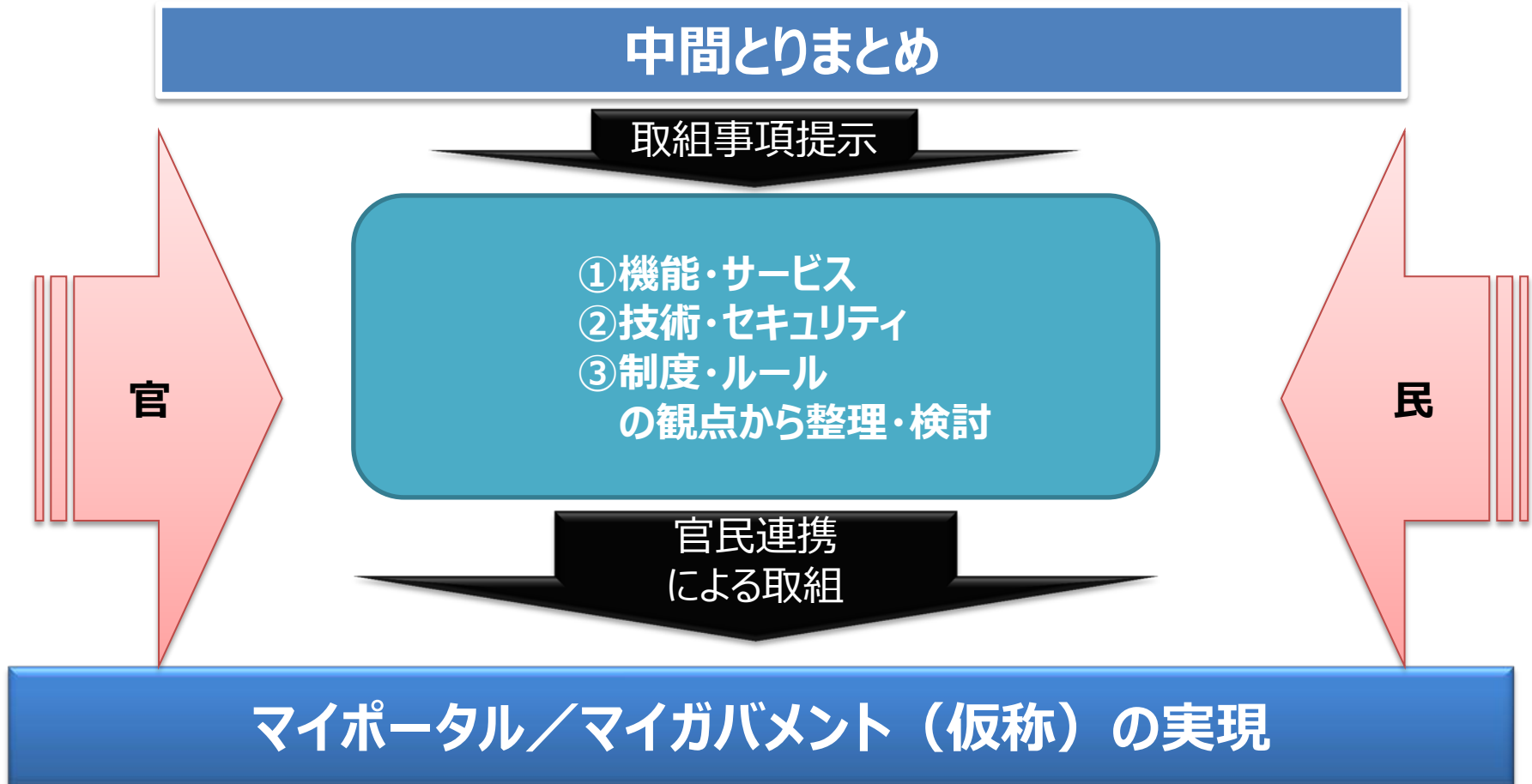
自分の特定個人情報について、
誰が、なぜ情報提供したのか
を確認する機能（附則第6条
第5項）

行政機関などが持っている自
分の特定個人情報について確
認する機能（附則第6条第6項
第1号）

一人ひとりに合った行政機関
などからのお知らせを表示す
る機能（附則第6条第6項第2
号）

実現に向けた整理・検討

マイポータル／マイガバメントの実現に向けては、「中間とりまとめ」において取り組むべき事項が示されたところ。これを踏まえ、① **機能・サービス**、② **技術・セキュリティ**、③ **制度・ルール** の観点から整理・検討を行い、具体的な取組を進めることが必要。なお、マイポータル／マイガバメントが目指す、暮らしに係る利便性の高い官民オンラインサービスの実現には、**官民が一体となって取り組む**ことが必要。



これまでの分科会における指摘事項

これまでに5回の分科会が開催され、マイポータル／マイガバメント（仮称）の実現に向けて、以下のような課題がある旨、構成員等より指摘されたところ。

- 電子私書箱で受発信についての配達証明のような機能があれば、デジタルデータ交付のときに、送った、受け取っていないといった問題は解決されるのではないか。
- マイポータル／マイガバメントを有効に使うためには何よりも本人確認が大事で、その本人確認の技術的な手法にきちんと対応していくことが鍵ではないか。
- マイポータルの通知の効力について、受け取る側が見える状態に置けば、その時点で到達したと言えるのではないか。また、書面交付義務も果たされたと考えられるのではないか。
- マイポータル／マイガバメントでのワンストップサービスの実現には書面交付原則の撤廃が必要ではないか。
- スマートフォンを含めた多様なチャネルでのアクセスの確保が重要ではないか。
- マイポータル／マイガバメントのサービスの手順で必ず関係してくる部分、例えば、行政、電力、ガス、金融機関、通信会社などをできるだけ網羅的に紐づけできることが重要ではないか。

「中間とりまとめ」において示されている事項（抜粋）

「中間とりまとめ」（平成26年5月20日マイナンバー等分科会決定）では
マイポータル／マイガバメント（仮称）実現に向け、具体的にサービスや検討事項が示されている

2. マイポータル／マイガバメント

②利用者の自己情報の閲覧

P7 自己情報へのアクセス手段として、マイナンバー法附則により、マイポータル上で、特定個人情報等の閲覧機能を提供するとされていることを踏まえ、マイポータル／マイガバメント上で、**国民が、わかりやすく（透明性）、タイムリー（即時性）に、必要な（有用性）自己の情報を閲覧**できるようにする。

③プッシュ型サービス

P7 年齢別や地域別等の分類による**広いグループに対する情報提供**（政府広報や災害情報など、国や地方公共団体からのお知らせ等）から、**特定個人情報等に基づく特定の個人に対する情報提供**（本人の状況に応じた子育てや介護等のサービスに係る情報提供、要件が複雑で本人が判断しにくい給付等の資格通知、権利の得喪に係る期限・要件等のアラート等）まで幅広く想定されることであり、システムの仕様、対象を特定するための情報利用に係る手続、通知の位置付け・効力や民間サービスとの連携等について、早期に大まかな類型ごとの指針を示し、地方公共団体の自主的な取組の促進を図り、利活用モデルの構築等を進める。

④ワンストップサービス

P8 **ワンストップサービス**については、**引越しや死亡等のライフイベント**に際し、住所変更に伴う契約・解約・変更等、**同時に多数の手続**が、官民にわたって必要となることから、その負担を軽減するものとして、マイガバメント上で実現を図るべきである。その際、**ライフライン事業者、金融機関や郵便等、多くの機関の参加を得ることで、高い利便性と費用対効果**を実現できるよう、現行のサービスも踏まえ、業務の見直し、情報連携の方法やインセンティブの付与等について検討を進めるとともに、システム構築や働きかけを行う。

⑤マイガバメント上のサービスの「電子化」

P8 マイポータル経由で入手した情報について、マイガバメント上で、**民間を含めた他のサービスで利用できるよう、情報連携の方法や法的効力の整理**等について、検討する。

P8 利用者の利便性を高めるとともに、サービス提供者の負担も軽減する観点から、**郵送される書面の内容を転記したり、別途保管したりする必要がないよう、必要な官民の証明等を電子的データとして受領できる「電子私書箱」の構築**に向け、**法的効力の整理やそれを利用した手続の見直し**等について、検討する。

⑥官民サービス連携の基盤構築

P8 十分なセキュリティを確保しつつ、官民の各種サービス連携を実現するため公的個人認証の利用を進めつつ、常にサービス毎に本人確認が必要とされたり、画一的に高レベルの本人確認が必要とされたりすることのないよう、マイガバメント上で利用できる**官民の各種サービスについて必要な認証レベルを整理**の上、本人確認に係る官民連携の枠組みについて、検討する。

⑦多様な利用手段・機会の提供

P9 **個人番号カードによるログイン**について、**スマートフォン、タブレット端末やCATV等、普及している媒体に幅広く対応**させるとともに、CATVにおいては、次世代セットトップボックスへの個人番号カードの読み取り機能の内蔵など、具体的な対応のあり方を検討する。

P9 **代理人による利用**については、いわゆる情報弱者の利用に向けての対応策となるほか、母子保健サービスや介護サービス等について、保護者や特定の家族、成年後見人等による記録確認やサービス申請等に利用されることが期待される反面、**本人のプライバシー等に配慮**する必要があることから、**濫用されることのないよう、その範囲や権限及び技術的な担保手段等について検討**する。

整理・検討していくべき課題等について（案）

これまでの分科会における議論や指摘等を踏まえ、① 機能・サービス、
② 技術・セキュリティ、③ 制度・ルールの観点から、整理・検討していくべき課題等

電子私書箱	送信者・受信者の本人確認、偽造・変造の防止等を確保しつつ、全ての人が利用できる暮らしに係る官民のオンラインサービスの基盤について、例えば、日本郵便が検討しているデジタル郵便サービス（仮称）などを活用して実現する。
決済	官民の各種手続に付随する納税や社会保障などの公金決済をキャッシュレスで電子的に行う機能を実装する。
認証	サービスレベルに応じた認証レベル・本人確認強度を整理するとともに、多要素認証など、より安心・安全な認証機能を検討し、実装する。
アクセスチャネル	スマートフォン、タブレット端末、CATVなどからの利用を可能とし、アクセスチャネルの拡大を実現する。
法制度やルール等の整理・検討・見直し	対面・書面の義務付けや送達効果等の法的効力の整理やそれらを利用している手続の見直し等を進め、オンラインサービスを実現する。